

2018（平成30）年9月27日・28日の両日、現地進行協議期日（事実上の検証）が行われ、裁判官3名が津島地区を実際に見て回りました。

検証した場所

【1日目】

- ①活性化センター
- ②浪江高校津島校
- ③手七郎（末永一郎さん宅）
- ④津島保育所
- ⑤津島稻荷神社
- ⑥上津島（今野正悦さん宅）
- ⑦羽附集会所
- ⑧津島小学校
- ⑨津島診療所
- ⑩津島地区商店
- ⑪津島支所

【2日目】

- ①大柿（マンマや）
- ②赤宇木（関場健治さん宅）
- ③赤宇木（中平モデル除染区域）
- ④赤宇木（今野幸四郎さん宅）
- ⑤南津島上（紺野宏さん宅）
- ⑥南津島上（三瓶春江さん宅）
- ⑦南津島下（武藤晴男さん宅）
- ⑧南津島下（広谷地）
- ⑨長安時

現地検証を終えて

弁護士 澤藤 大河

（写真：浪江高校津島校で説明する澤藤弁護士）

弁護士の澤藤大河と申します。

津島原発訴訟は、浪江町のうち山側のエリアである津島地域の住民が原告になっています。

津島地域は、原発事故の際、非常に濃厚な放射性プルームが飛来し、高い放射線量が持続しており、いまだに居住することができません。原則として、原告団全員が、事故当時津島に居住しており、今も帰ることができないという点で共通しています。

住民らが、原状回復して戻れるようにしてほしいという裁判を始めたいと考えて、原告団を結成し、弁護士を探したのだと聞いています。私は、弁護団の原始メンバーではありませんが、この話を聞いた時に「7人の侍」を思い出すのです。

津島はもともと肥沃な土地ではありませんでした。縄文時代の遺跡は見つっていますが、山がちで寒冷であるため、耕作に適さず、明治初期あるいは戦後に開拓された農地が多いの



です。まだまだ先祖が農地を切り開いた記憶が強く残っています。まさに「我が父祖が切り開いた土地」なのです。

その土地への愛情の深い津島に、人が住めなくなっただけで7年間が経過しました。荒廃が進んでいます。地震で乱れた瓦から雨漏りになり、原発事故後の混乱で修理もできず、畳も床も腐っている家ばかりです。一尺角の立派な大黒柱のある豪壮な古民家が、朽ちていくのを見るのは、胸をかきむしられるようです。

人がいなくなっただけからはイノシシの天下です。7年のうちにイノシシは2, 3世代交代しており、人間を見ても怖がらないどころか、人を威嚇してくる始末です。イノシシが泥浴びした跡は、雑草も生えないほどかき回されており、そこから大量の泥が流れ出します。泥は、側溝をふさぎ、水があふれ、畔を少しずつ削っていつてしまいます。きれいに整備されていた農地と道路の境すらわからなくなってきました。

今、津島を車で走ると、樹高5mほどに育った若い柳の林でいっぱいです。新緑の季節は大変美しいのですが、もと水田だったところが、7年間耕作できなかったことで、林になってしまっているのです。昔の写真を見せてもらっても、元が水田だったと想像するのも困難です。

家に帰れない状態が続くということが、どういうことなのか、動画を作ったり、意見陳述をしたり、裁判官に分かってもらう努力を続けてきました。去る9月27, 28日、裁判所を津島へ連れて行き、現地の検証（現地進行協議）を行いました。事前に、3回も予行演習を行いました。

（写真：8月の予行練習の様子）



本番1日目は残念ながら雨、2日目は晴れでしたが裁判官が暑さで体調を崩すほどの厳しい天候でしたが、とても充実した内容で、裁判官に大きなインパクトを与えました。

第1に、津島の荒れ果て高線量である厳しい現状をしっかりと認識してもらったことです。

検証当日計測された最高の線量は、70マイクロシーベルト毎時もの高い値でした。検証は、裁判所も当事者も全員タイベックスの防護服着用

で行われました。昼食の場所は元保育所でしたが、裁判所も被告も、除染されていないと聞き、食べ終わったとたんに退出していきました。やはり怖いのでしょう。

裁判所も各現場にとっても強い関心を持ってくれました。移動中に原告団や弁護団に近づいてきて話しかけてきたり、荒れ果てた家で住民の説明を受けて、目に涙を浮かべる場面もありました。

津島の現状を検証するという趣旨からすれば、原告の感情などは、本来は検証対象ではないはずです。しかし、原告の実体験の迫力と、現地の荒廃具合は、被告からの異議を封じてしまいました。

被告からの異議が一日目には出なかったため、二日目から原告の口惜しさ、怒りも積極的に説明に入れていこうという方針になりました。二日目の原告の説明はさらに感情豊かに、さらに迫力を増しました。とはいえ、ベテラン弁護士から、「そこまで言って大丈夫かひやひやしていたよ」と後で言われました。経験がないというのは、恐れ知らずで強いこともあるのです。

第2に、裁判官にも被告にも、原告団と弁護団の団結の力を誇示したということです。

二日間にわたり、津島全域の20か所で説明を行いました。車列は、裁判所と当事者合計で15台にもなりますから、各現場で駐車スペースを確保するのも大変です。裁判所に随行するチームのほかに、7チームがそれぞれの場所に先行し、検証の準備をしました。全部で40人以上の原告団弁護士が行動しました。

津島地域は、基幹道路である114号線こそ自由通行が可能になりましたが、脇道にはすべてゲートが設置されており、環境庁の役人に連絡してゲートを開けてもらわなければ移動できないのです。

たくさんのチームを滑らかに動かすことは、大変なことであり、原告団事務局、特に事務局長の能力の高さは驚くべきものでした。

原告の一人である85歳の町議が、駐車の誘導を行っていました。80歳の弁護士が、裁判官に示すパネルを持ちました。誰もが「俺が俺が」ではなく、やるべきことをやったのです。

これだけの大規模な行動を滑らかに実施できる力があるのだということを誇示する軍事演習のようだなと思いました。

裁判は折り返しに近づいています。責任論は終え、現地もみてもらい、これから個別の損害の立証に入ります。

裁判所は、真面目な人で、私たちの主張をよく聞く姿勢を見せています。全国の他の訴訟とも手を携えて、検証の結果を生かし、良い判決につなげていきたいものです。



(写真：年齢問わず弁護士・原告団が自然と助け合う様子。稲荷神社。)

検証の様子



写真：活性化センター
左側に立っている3人が、裁判官です。

※左腕に貼ってあるテープの色が、黄色が弁護士・原告団、青が被告国、緑が被告東京電力、貼っていないのが裁判官です。



写真左上：今野正悦さん宅。三匹獅子舞の説明と、待っている様子のDVDを流しました。

写真右上：羽附集会所。裁判長が、じっと説明に耳を傾けていました。



写真：小学校。パネル写真を持っている二人は、最近弁護団に加入した小林芽美弁護士、江口大三郎弁護士です。



写真左上：商店地区。たくさんの報道関係者が来ていました。



写真右上：商店地区。今野洋一さんのお宅の窓に、原発事故で避難を強いられ、悔しい思いを書き出した張り紙がたくさん張られていたことを説明しました。

写真：大柿（マンマヤ）

右側に後ろ手で立っている人物が裁判長です。

裁判官も線量には高い関心を示していました。ここの線量は、モニタリングポスト前脇の地表1メートルで5.03、付近で8.44でした（単位は $\mu\text{Sv/h}$ ）。



写真左下：紺野宏さん宅。テレビの前に座っているのは裁判長です。

田植え踊りの映像を、じっと見ていました。

写真右下：三瓶春江さん宅。津島に戻りたいという願いが叶わずにお亡くなりになった方がたくさんいます。春江さんが語った、その無念さは、裁判官にも伝わっていたと思います。



おまけ



左：検証当日の昼食の様子



中・右：8月のリハの様子

第1 当日の実行・実践

1日目は、雨という悪天候にもかかわらず、60名前後の原告の皆さんが、各指示説明箇所に一糸乱れず、役割分担を担い配置され、弁護団の輸送、国や県、町との事前交渉、各指示説明箇所での待機と準備、的確な指示説明、昼食休憩場所の確保、などに従事していただきました。

2日目は、雨女三井先生が参加されていたにもかかわらず、晴天のうちに現地進行協議を終えることができました。円滑な進行で、予定よりも15分も早く全日程を終えることができました。

今野団長を筆頭に、武藤事務局長の適切な事務処理のもとで何の混乱もなく2日間の進行協議が滞りなく終了したことは、弁護団の一人として、原告団の団結と事務処理能力の高さにただただ感心するばかりでした（とりわけ武藤事務局長のご苦労には感謝の言葉がありません）。

また、弁護団においては、山田弁護士の適切かつ適当な(笑)指示の下、大木先生を中心に弁護団の若手弁護士が、この現地進行協議に時間も労力も使って準備及び当日の実践に携わってくれたことに感謝します。



第2 評価・総括

1 第1に感じたのは、この現地進行協議手続きが、「ふるさとを返せ」という原告団の裁判提訴の思いを再確認する機会になり、その結果原告団の皆さん自身の団結を固める場となったことです。すべての指示説明箇所は、ふるさと津島を裁判所に理化してもらうためにどれも外せない必要不可欠な場所でした。

2 第2に、現地の現状と、そこで語られた原告の皆さんの切々とした思いは、裁判所に文字では伝えられない現場の事実を伝えられたものと確信します。

石材業という生業を奪われた末永一郎さんの思い、今野正悦さんや紺野宏さんの伝統継承への思い、石馬健治さんの自然との共生、三瓶春江さんの亡くなった義父の言葉、など語りつくせませんが、裁判所・裁判官の胸に強い衝撃を与えたものと確信します（春江さんの訴えには、佐々木裁判長も目頭を熱くしていました）。

3 被告国や東電は、指示説明に対して一切の異議を出しませんでした。東京大気汚染訴訟での私の経験や、伝え聞く他の原発訴訟での国、東電の対応と比較してこれは驚くべきことです。

検証ないしそれに準ずる進行協議ですので、指示説明が客観的説明を超えて主観的評価にわたる場合には、異議を唱えるのが訴訟法の原則です。にもかかわらず、一切の異議が出せなかったのは、現場の事実を突きつけられた下、原告団の結束が、異議を封じる結果となったのではないかと考えています。

4 2日間を通じて、私が特に印象に残ったのは、判決を書くことを決意した裁判体（特に佐々木裁判長）が、現地調査に積極的に取り組み、弁護士や原告の指示説明に無心に耳を傾けていたこと、万端の準備で臨んだ原告団、弁護団の結束力の水準の高さそのものに敬意を表していたことでした。私は、「ふるさとを返せ」というこの訴訟の目的の「本気さ」がこの2日間で裁判所に伝わったと評価しています。

裁判所はもちろんですが、国・東電も現地進行協議を終えて、活性化センターで気と準備をしている様子は、なごやかで笑いにあふれていました。

立場の違いはありますが、当事者として現実を突きつけられ、これを何とかしなければならぬという人間としての事実の共有ができたように感じました。

第3 今後の行動、強化方向

この2日間の進行協議期日の「ふるさとを返せ」を具体的な証拠として裁判所に突きつけるのが原告の陳述書と原告尋問です。繰り返し、繰り返し、裁判所に「ふるさと」を語る必要があります。（以上）

地元でなければ商売は困難



原発訴訟

原告の思いは

原発事故後、荒れ果てたままになっている加工場を歩く末永一郎さん

津島訴訟原告 末永一郎さん(61)



を追うごとに弱り、避難して1年ほどで死去。震災関連死に認定された。

津島に帰してあげられない、どうしようもできないという無力さ、無念さだけが心に残りました。本当に悔しいです。それでも前を向き、家族の暮らしをどうしようか考えなくてはなりませんでした。

一郎さんは震災の3年後、大玉村で石材店を再開した。だが、津島の石は扱えない。使っているのは、ほとんどが中国から輸入した石だ。売り上げは津島にいた頃の半分になった。

東電は、簡単に「よそで商売やったら」なんて言いますが、私が探掘していた石は、津島の山だからこそ探れ、他の地域では探れません。また、その地域で長年培った信用があるからこそ商売ができるのであり、新しい土地では、「末永さん、お願いね」なんて声をかけてもらえることはない

には18社、原発事故当時も10社程度あり、石材業は津島にとっても代表的な産業と言っても過言ではありません。しかし、原発事故により、石材業は壊滅してしまっただけです。(今年5月の意見陳述から)

仮設住宅での生活が始まると、ほどなくして勇男さ

んは「眠れない」と訴えるようになった。「気晴らしに温泉でも行ったら」と慰められても、気のない返事をするだけだった。勇男さんは戦後間もなく津島に入植した。避難生活が始まると、山を切りひらき、家族を養った津島への思いが募ったのか、「帰りたい」が口癖になった。日

のです。

津島で信用を築けたのは、父との仕事ぶりだけではない。濃密な付き合いもあつたからだ。農作業を手伝いあい、祭りなどでは盛大な飲み会を開いた。いたずらっ子は、ほかの家の子でも叱りつけた。

「俺たちが伝えたいのは『ふるさとを返せ』。ただそれだけなんだ」

今回の事故は、多くの人の

(小手川太朗)

防護服姿の裁判官ら視察

東京電力福島第一原発事故で避難生活を強いられている浪江町津島地区の住民669人が、国と東京電力に原状回復と損害賠償を求めている訴訟で、福島地裁郡山支部の裁判官が27日、原告側の求めに応じ、帰還困難区域になっている同地区を視察した。

防護服姿の裁判官3人と地裁関係者、原告ら計約40人が参加。雨が降りしきる中、原告の自宅や商店街などを見て回り、原告らは写真を示しながら原発事故前の生活の様子などを説明。「豊かな暮らしがあったのに、事故後、住むことができなくなった」と訴えた。

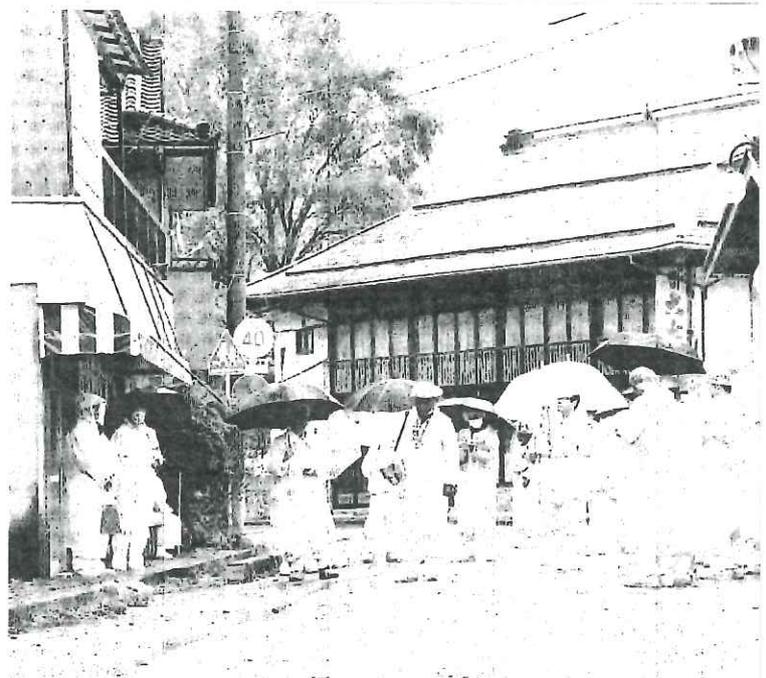


人気のない津島地区の商店街で住民らから話を聞く裁判官ら＝いずれも浪江町津島地区、三浦英之撮影

視察は28日もあり、寺院などを回る。2日間で裁判官に説明された内容は今後、裁判所に証拠として提出される予定だ。

裁判官ら現場検証

浪江・津島集団訴訟 住民「肌で感じて」
 東京電力福島第一原 などを求めた集団訴訟
 発事故で帰還困難区域 区、福島地裁郡山支部
 になった浪江町津島地 区（佐々木健二裁判長）は
 の住民が国と東京電 力を古里の現状回復な



住民ら（右側）から説明を受ける佐々木健二裁判長ら
 浪江町の津島地区商店街で、代表撮影

27日、津島の住民の家
 などを現場検証した。
 28日も実施する予定。
 訴訟に加わった住民
 669人は、裁判官が
 現地を實際に見て原発
 事故被害の深刻さを肌
 で感じてほしいと、検
 証を求めている。

浪江町の津島活性化
 センターに午前10時
 前、佐々木裁判長ら裁
 判官3人と原告、被告

双方の約40人が防護服
 姿で集合。地区内を車
 で移動し、住民らが地
 区の伝統や事故前後の
 暮らしの変化などを説
 明した。
 廃虚になった自宅と
 工場を案内し、今も避
 難先で厳しい生活が続
 く現状を裁判官らに説
 明した石村業の末永一
 郎さん(61)は「口では
 言えないような私たち
 の悲惨な状況をぜひ感
 じてほしい」と望んで
 いた。【笹子靖】

9/28 民友

津島地区で現地検証

地裁郡山支部裁判長ら
 東京電力福島第一原発事
 故で帰還困難区域となった
 浪江町津島地区の住民が東
 電と国に現状回復と損害賠
 償を求めた訴訟で、地裁郡
 山支部は27日、同地区で現
 地検証を始めた。検証は28
 日まで。

初日は同地裁の佐々木健
 二裁判長や原告団、東電と
 国から計約60人が参加。津

裁判官が被害実態確認

浪江・津島 住民訴訟で現地検証



浪江町津島地区の商店街で現地
 検証に臨む裁判官ら(代表撮影)

東京電力福島第一原
 発事故に伴う帰還困難

浪江町津島地区の商店街を
 視察する佐々木健二裁判長
 (左から2人目)ら
 27日午後(代表撮影)

島活性化センターや個人
 宅、津島小、津島診療所など
 11カ所を巡り状況を確認し
 た。28日は個人宅など9カ
 所を巡る予定。訴訟を巡っ
 ては、同地区に居住してい
 た住民223世帯669人
 が同地裁に提訴し、係争中。

区域となっている浪江
 町津島地区の住民約六
 百七十人が東電と国に
 現状回復と損害賠償を
 求めている訴訟で、地
 裁郡山支部の裁判官三
 人が二十七日、現地で
 検証した。原告らは商
 店街や民家で原発事故
 の被害実態を訴えた。
 一部を除き非公開で
 繰り広げ、二十八日ま
 で計二十カ所を視察す
 る。防護服姿の裁判官、

9/28 民報

東電、国の担当者ら計
 約二十人を福島原発事
 故津島被害者原告団側
 の約四十人が案内して
 いる。

初日は原発事故前の
 映像や画像を見ながら
 保育所、小学校など十
 一カ所を訪れた。商店
 街を歩き、ガラスの割
 れた店や雑草が伸びた
 診療所の様子を見た。
 案内に当たった下津
 島行政区長の今野秀則

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】
 〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3
 サニーシティ新宿御苑 10 階
 電話：03-6273-0079
 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp
 事務局 池田 佳子

団長(左)大玉村に避
 難は「立ち入りする
 たびに古里の共同体や
 生活、文化が失われた
 悔しさが募る。無念さ
 が裁判官に届き、判決
 に反映されることを願
 う」と語った。

住民側は除染して事
 故前の状態に戻すこと
 や、無用な被ばくをし
 たとして一人当たり三
 百万円の慰謝料などを
 求めている。